★申告が必要な人フローチャート

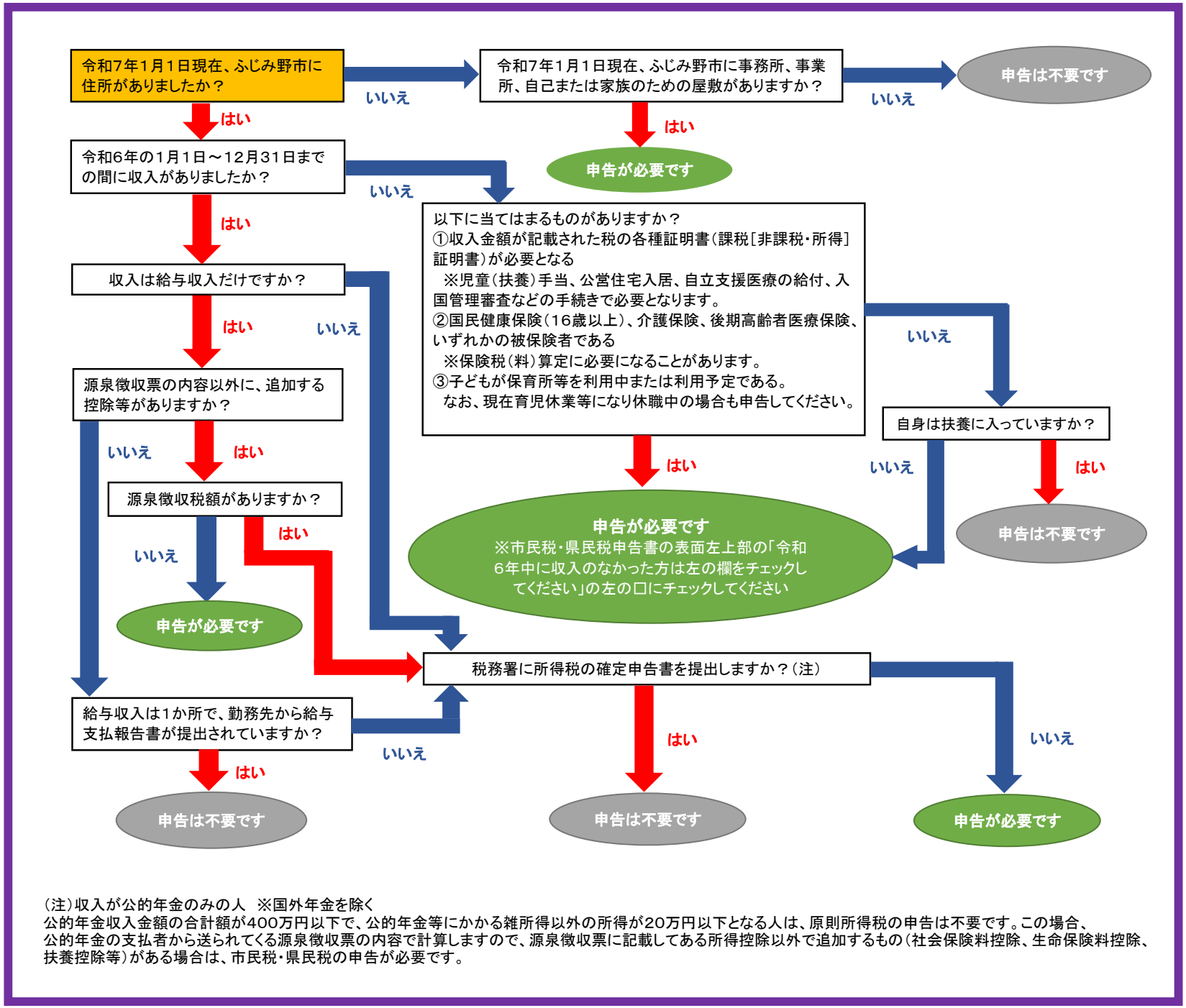

（注）収入が公的年金のみの人　※国外年金を除く
公的年金収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下となる人は、原則所得税の申告は不要です。この場合、公的年金の支払者から送られてくる源泉徴収票の内容で計算しますので、源泉徴収票に記載してある所得控除以外で追加するもの（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除等）がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です。